

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第86回）議事録

1 日時 令和7年12月19日（金）15:00～15:25

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

岡田 羊祐（部会長）、浅川 秀之、荒牧 知子、石井 夏生利、
藤井 威生（以上5名）

（2）専門委員（敬称略）

大谷 和子（以上1名）

（3）総務省

<総合通信基盤局>

・電気通信事業部

岸 洋佑（事業政策課調査官）、平松 寛代（基盤整備促進課長）

（4）事務局

金子 創（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

議決案件

「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」

について

【令和7年7月4日付け諮問第1242号】

開 会

○岡田部会長　ただいまから情報通信審議会第86回電気通信事業政策部会を開催いたします。本日はウェブ会議にて会議を開催しており、現時点で委員8名中5名が出席し、定足数を満たしております。

また、本日の会議の傍聴につきましてはウェブ会議での傍聴とさせていただいております。

議決案件

「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」について

【令和7年7月4日付け諮問第1242号】

○岡田部会長　本日の議題は議決案件1件でございます。

令和7年7月4日付け諮問第1242号「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」について審議いたします。

それでは、ユニバーサルサービス政策委員会の大谷主査及び委員会事務局より御説明をお願いいたします。

○大谷主査　ユニバーサルサービス政策委員会主査の大谷でございます。

本年7月4日に諮問された「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」につきまして、委員会における現時点での調査検討の結果を御報告させていただきます。

まず、これまでの経緯について御説明いたします。ユニバーサルサービス制度は平成14年度に創設された後、平成19年からユニバーサルサービス交付金制度の運用を開始しております。それ以降、社会経済情勢や技術革新などの環境変化を捉え、適時適切にその在り方を見直して現在に至っております。

本年2月に「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」に関する情報通信審議会の最終答申がありました。ここではモバイル網を活用したサービスの登場などにより、複数の電気通信事業者による効率的な提供が可能となっていることなどを踏まえ、モバイル網を活用した電話・ブロードバンドに関わるサービスを新たにユニバーサルサ

ービスに位置付けるとともに、複数の電気通信事業者が連携してユニバーサルサービスの提供を確保する最終保障提供責務を導入することが適当とされました。

これを踏まえまして、最終保障提供責務の導入やこれに伴うユニバーサルサービス交付金制度の見直しなどを盛り込んだ、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律が本年5月に公布されております。

これらの新たな制度の導入等に向けまして、本年7月4日に総務大臣から情報通信審議会に対し「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」が諮問され、ユニバーサルサービス政策委員会におきまして集中的に議論を行ってまいりました。

具体的には、最終保障提供責務の導入等に向けて必要な検討事項としまして、新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い、2つ目として最終保障提供責務の履行の在り方、3つ目としてユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方、4つ目として最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方、以上の4点について、事業者等に対するヒアリング、そして論点ごとの議論を積み重ねてまいりました。一次報告書は、これらの検討事項につきまして速やかな対応が必要なものを中心としまして、検討の方向性を整理したものとなっております。

報告書の内容の詳細につきましては事務局から御説明をお願いいたします。

○岸事業政策課調査官 お手元の資料86-1-2「一次報告書 概要」に基づき御説明させていただきます。

1 ページ目は、柱立てについて、先ほど大谷主査から説明がありましたとおり1番から4番まで並べております。詳細は後ほど御説明したいと思います。この4つの項目を貫く一つの考え方について、委員会でも都度確認しながら御議論いただいております。それがこの真ん中に書いてあるところでございます。複数の電気通信事業者によって、誰一人取り残されない「通信インフラ環境」を実現する。そのための制度を作っていく。それで私がよくキャッチフレーズで申し上げていた「みんなで支えるユニバーサルサービス」を作っていきましょと、こういう考え方の下でこの4つのテーマについて御議論をいただいております。各項目について次ページ以降で御説明いたします。

2 ページ目、1つ目の柱でございます。新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い。こちらにつきまして、先ほど主査の説明にもございましたモバイル網を活用したサービスの登場を踏まえまして、そのモバイル網を活用した固定電話あるいはブロードバ

ンドのサービスの位置付けについて御検討いただきました。

考え方の1つ目を御覧いただければと思います。ワイヤレス固定電話という、NTT東西が現在提供している一部無線を使った固定電話サービスがございます。これからNTT東西がメタルの固定電話を代替サービスに切り替えていって、そのメタル回線を縮退させていく計画を発表している中で、このワイヤレス固定電話をどのように位置付けていくかという話であります。

※2を御覧いただければと思います。ワイヤレス固定電話の提供範囲ですけれども、光未整備エリアでの提供を基本とする。光整備エリアは光回線電話がNTT東西の基本的なサービスとして存在しますが、そういうエリアであっても個別の事情によって利用者がFTTHを利用できない場合、あるいはモバイルを活用した固定電話を使いたいといった希望がある場合、利用者利益を最大限保護する観点から、ワイヤレス固定電話、それからこの次に御説明しますモバイル網固定電話、こういったサービスへの代替を認めることが適当だという考え方が示されており、この考え方をユニバーサルサービス政策委員会としても確認し、その方向で制度整備を進めてほしいと、こういった取りまとめをいただきました。

2点目、モバイル網固定電話でございます。こちらは現在いわゆる携帯電話事業者が自らのモバイル網を使って固定電話サービスを提供しています。このサービスの扱い、まさに複数の事業者が支えるユニバーサルサービスを実現する観点から、ユニバーサルサービスに位置付けるべきだという最終答申を今年2月にいただいておりますが、その具体化に向けた検討であります。こちらにつきましては、IPネットワーク設備委員会の下に作業班を設置し、こちらで今、技術基準の検討をしていただいている段階でございます。

このユニバーサルサービス政策委員会において、基本的には現在のサービスがありますので、従来のメタル電話並みのサービス水準が必要不可欠とまでは受け止められないこと、各社が既に創意工夫でサービスを提供していることを踏まえて技術基準の検討を進めてもらいたいという考え方を確認した上で、今、別の委員会での議論に委ねている状況であります。

この技術基準の検討が引き続きその方向で進むことを期待し、またその検討結果が出た段階で、その結果を確認の上で制度整備に着手することが適当であるという方向で取りまとめをいただいております。

なお、提供範囲につきましては、先ほどのワイヤレス固定電話で申し上げたのと同様の考え方とすることが適当だということを改めて確認いただいております。

それから一番下のワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）。これはブロードバンドのワイヤレスサービスで、現在、携帯電話事業者4社が現に提供しているサービスですが、こちらにつきましては、まず光ファイバ整備を進めるという政府の目標がございます。令和9年度末までに99.9%、この目標時期が経過する令和10年度からの開始を念頭に、光ファイバの未整備世帯においてユニバーサルサービスとしての制度化を検討することが適当だという議論を取りまとめていただいております。

3 ページ目、検討項目の柱の2つ目、最終保障提供責務の履行の在り方であります。複数の電気通信事業者が支えるというコンセプトの下で、まず、個別の提供の求めがあった場合に、誰が提供するのかを決めるプロセス、これをつくっていく話になります。

考え方の1つ目を御覧いただければと思います。誰がそのエリアにいるのかということ把握するため、総務大臣が台帳を作る仕組みになっています。この台帳の作り方について考え方をまとめていただいたのが1点目です。台帳において電話の種別を分けることになっており、固定電話というグループ、第一種公衆電話及び災害時用の公衆電話、この3つに区分し、この固定電話のグループの中で、例えば加入電話なのか光回線電話なのかワイヤレス系なのか、このいずれかが提供されていればそれはユニバーサルサービスと整理していったらどうかという考えを取りまとめていただいております。

また、台帳をどういうエリア単位で作っていくかにつきましては、市区町村単位で作っていくことが適当ではないかとまとめていただいております。

その台帳が出来上がりましたら、その台帳を基にして、提供の求めがあった利用者に誰が提供するかを確認するプロセスがございます。それが2つ目のポツである役務提供確認でございます。役務提供確認において、最終保障電気通信事業者から問合せを受けた区域内の電気通信事業者、つまり台帳に載っている事業者が既にサービスエリアとしている区域において、レピータの設置等の通信品質の改善等を行ってもなお経営上合理的であると判断される場合は「正当な理由」に当たらない。つまり、少し通信品質を改善する取組をすればサービスが提供できるのであれば、それは提供義務を負ってやっていただくことをガイドラインにより明確化することが適当だという方向をいただいております。

そういう区域内電気通信事業者がそのエリアにいないことになると、最終保障電気通

信事業者がラストリゾートとして責務を負う制度でございますけれども、この最終保障電気通信事業者であっても特にやむを得ない理由があれば、そのラストリゾートとしての責務、提供義務を負わない仕組みになってございます。

この「特にやむを得ない理由」の範囲についてですが、現在の「電話のあまねく提供義務」の下でも提供しない場合、これはNTT東西から具体的なケースを幾つか委員会でもお示しいただきましたが、そういったケース、社会通念上許容される範囲と同等とすることを基本的な考え方とする。基本的には本当にもう最後の最後、どうしてもできないという極めて限られたケースというコンセプトでまとめていくことが適当だと、このようにまとめていただいております。

それから、複数の事業者が支えるユニバーサルサービスという意味におきまして、最終保障電気通信事業者の近隣にインフラなり設備を持っている電気通信事業者の協力義務も創設しております。その協力義務の内容等につきまして現時点で想定される典型例、光ファイバの貸出しやコロケーションスペースの提供などが想定されますが、こういった典型例をガイドラインにより明確化することで円滑な仕組みにしていきたい、こういう方向性を頂いております。

それから、最終保障電気通信事業者が近隣電気通信事業者に対して協力を得た場合、対価を支払うことが通常想定されるところでございます。この料金の額については、まさに責務の履行の一環として支払うものになりますので、交付金の算定対象に含める方向とした上で、この規模の肥大化につながらないよう、例えばその料金の額は実費を基本とすることなど、合理的な水準であることを求める方向で詳細を検討していくことが適当だとしてございます。

続きまして4ページ目。3つ目の柱、利用者保護規律の在り方でございます。利用者の保護規律は細かく2つございまして、一つはエリアの縮小に対する対応になります。

1つ目の考え方ですが、ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者が業務区域の減少等を行う場合には、これは現行制度と同様でございますけれども、その前日から起算して1年前の日までに周知する。それから、その周知を始める日の前日から起算して30日前までに総務大臣への届出を義務付けることが適当だという方向をいただいております。

それから、電気通信役務一般に係る業務の休廃止に関する現行の制度がございまして。こちらの運用も踏まえながら、先ほど御説明しました総務大臣が作る台帳の制度との整

合性を図る観点から、市区町村単位未満、つまり台帳が市区町村単位ですので、市区町村単位に至らない業務区域の減少等については、事業者負担に鑑みまして、周知及び届出を制度上不要とすることが適当だという方向をいただいております。

利用者保護としては加えてもう一つ、料金の話です。今回法律で、「地域により異なる料金の額が定められているとき」は変更命令が出せる仕組みにしていますが、この具体的な内容につきまして、地方部と都市部の間の料金の公平性を確保する、もって日本全国におけるユニバーサルサービスの適切かつ公平な提供を確保する、こういう考え方ですので、地方において都市部より高い料金が設定されることを原則として禁止する趣旨であることをガイドラインで明確化することが適当といただいております。

それから、その例外として「特別な事情」があれば例外的に許容するという法律の建て付けになってございまして、この料金差が生じることに合理的な理由があれば「特別な事情」として位置付けることが適当。その具体例はまさに電気通信事業者が今取り組んでいる状況に照らして、具体例をガイドラインで明確化していくことが適当だと、このような答申を頂いております。

5 ページ目、4 点目の交付金制度の在り方についてです。

最終保障提供責務のイメージをこの委員会で共有いたしました。まず電話につきまして、先ほど申し上げたとおりNTT東西が「あまねく提供責務」を全国で負っていますので、行き渡っている状態ということです。行き渡っている状態からメタル回線設備が縮退していくのに伴って生じ得るわけですが、基本的には、NTT東西は自主的に代替サービスを提供していく方針を示しているので、自主的に代替サービスを提供する限りはこの最終保障提供責務は生じないとし、実際にメタル設備を撤去した場所において光ファイバがなく、これから位置付けられるモバイルサービスもエリア外となってくる場合には生じ得ると極めて限定的なイメージで議論を頂いておりました。

ブロードバンドについては対照的であり、光ファイバの未整備地域が現に存在する状況でありますので、その未整備地域において新たにブロードバンドサービスを利用したい方からは最終保障提供責務が生じる可能性があるという前提で、交付金制度の基本的な考え方を御議論いただきました。

考え方の1 つ目ですけれども、交付金制度の設計に当たっては、電話とブロードバンドで今申し上げたような異なる状況を踏まえて検討していくことが適当である。それから2 つ目でございますけれども、今回、最終保障で「義務」を課すものであることを踏

まえまして、その義務の履行に伴って生じた赤字については必要十分かつ合理的な水準の額を補填するという事で、具体的には光ファイバの整備費あるいは維持費、この両方を対象とする。それから「収入費用方式」により、実際に生じた収支を見ていく。その上で、非効率と認められるコストは控除できるような仕組みにする。こういう基本設計でいくべきだという答申を頂いています。

それから、固定電話についても複数の事業者で支えるということで、ここの区域は自分がやりたいという手が挙げやすい環境をつくるための「担当支援区域」という制度を導入します。この区域の単位につきましては都道府県か市区町村か、両方考えられるところで、今後の交付金設計の中でよく見ていきたいと思いますという結論をいただいております。

なお、ブロードバンドにつきましては現在でも「町字」という一番細かい行政区画単位で設計してございまして、引き続き整備を拡張していく局面においては、この「町字」を軸に検討を進めていくことが適当だという方向性をいただいております。

最後、固定電話、ブロードバンド双方、その手を挙げていただいた事業者に交付金を交付するわけですが、各事業者の負担の下でそれが原資となっている交付金ですので、一定の水準、安定的提供の水準を満たしている者である必要がある。この指定基準をどうするかということが最後残っておりますけれども、こちらにつきましては、複数の電気通信事業者がこの制度に乗れるような水準を引き続き追求していこうという基本的な方向性を頂いているところでございます。

6 ページ目で、今後のスケジュールについて簡単に御説明いたします。今年7月4日に総務大臣からの諮問があり、7月18日から議論をスタートし、6回議論いたしまして、12月15日に一次報告書を取りまとめております。今回、その内容を御報告させていただいておりますので、この後、制度整備に向かっていきたいと思っておりますので、本日の御審議のほど、何とぞよろしく願いいたします。

○岡田部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について御意見、御質問等がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。

特に御意見はございませんでしょうか。

それでは、特に御意見、御質問もないようですので、現在定足数も満たしておりますので、ただいまの御説明を了承し、資料86-1-1「最終保障提供責務の導入等に伴う

基礎的電気通信役務制度の在り方」一次報告書を当部会の一次答申案とし、一次答申案について広く国民の皆様から御意見を募集することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。御異議がある場合はチャット機能でお申し出ください。

ありがとうございます。特に御異議がないものと認めます。

それでは、この案について意見募集することとし、意見募集の期間や手続などについては事務局に一任いたします。

閉 会

○岡田部会長　　以上で本日の議題は終了いたしました。委員の皆様から何かございますか。

事務局から何かございますか。

○金子総合通信管理室長　　特にございません。

○岡田部会長　　ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたしたいと思います。

なお、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局より御連絡を差し上げます。

それでは、以上で閉会と致します。ありがとうございました。